

聖籠町児童クラブ利用のしおり



○令和 7 年度入会者用○

聖籠町 教育委員会 子ども教育課

TEL 0254-27-2111

～ 目 次 ～

児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
町内の児童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
対象児童について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開設時間・休業日について・土曜日開設場所について・・・・・・・・	3
入会申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
利用変更・欠席の連絡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
児童クラブ利用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4、5
持参していただくもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
児童クラブでの注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5、6
入会後の届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
休会・退会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
緊急一時入会制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
児童クラブ位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7、8

【児童クラブとは】

保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後や夏休み等に家庭に代わる生活の場の確保と適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。この事業により、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

【町内の児童クラブ】

町内の児童クラブは学区ごとに1箇所設置しております。開設場所及び連絡先は次のとおりです。

施設名	住所	連絡先
蓮野児童クラブ	聖籠町大字蓮野 1510 番地 (蓮野多目的運動場敷地内)	070-3068-2578
山倉児童クラブ	聖籠町大字桃山 753 番地 (山倉小学校敷地内)	070-3068-2577
亀代児童クラブ	聖籠町大字次第浜 4614 番地 1 (亀代小学校敷地内)	070-3068-2576

【対象児童】

児童クラブに入会が可能な児童は次のとおりです。

- ①聖籠町内に住所を有し、聖籠町内の小学校に在学していること。
- ②保護者及び60歳未満の直系親族（祖父母等）が就労、病気等の理由により昼間保育ができないと認められること。
- ③児童クラブ負担金を納入すること。（未納がないこと）

以下に該当する場合は児童クラブへの入会を協議・相談の上、決定させていただきます。

- ・伝染病であると認められる場合
- ・児童クラブの生活に耐え得ない場合
- ・児童クラブの運営上支障があると認められる場合
- ・食事、排せつの介助が必要な場合

【開設時間・休業日・土曜日開設場所について】

・開設時間

平日（月曜日～金曜日）	午後 1 時 3 0 分～午後 6 時 0 0 分
土曜日	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 0 0 分
小学校長期休業期間の平日 （夏休み、冬休み、春休み）	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 0 0 分

※学校事業等により開設時間が異なる場合があります。勤務の都合等により午後 6 時までのお迎えが間に合わない場合は午後 7 時まで延長して利用ができます。

・休業日

日曜日、祝日、8 月 13 日～8 月 15 日、12 月 29 日～1 月 3 日

※その他に休業とする場合（感染症や災害）は、すぐーる等でお知らせします。

・土曜日開設場所

土曜日の開設場所は山倉児童クラブのみとなります。蓮野学区、亀代学区の方も土曜日は山倉児童クラブをご利用いただきますのでご注意ください。

原則、勤務等終了後速やかに児童のお迎えをお願いします。買い物等の用事は児童のお迎え後をお願いします。

【入会申請について】

児童クラブの入会を希望される方は次の書類を申込期限までにご提出してください。

①児童クラブ入会許可申請書

②生活調査票

③就労証明書等（保育を必要とする状態を確認できる書類）

※③就労証明書は保護者と 60 歳未満の直系親族（祖父母等）分の提出が必要です。

また、勤務証明書は認定こども園などに提出する「就労証明書」の写しで代用が出来ます。

・申込期限

入会希望日	締切日
4 月入会を希望する場合	令和 7 年 1 月 3 1 日（金）までに利用希望の児童クラブへ必要書類の提出をお願いします。
年度途中の入会を希望する場合	利用開始月の前月末までに利用希望の児童クラブへ必要書類の提出をお願いします。

【利用変更・欠席の連絡について】

児童クラブの利用内容を変更するまたは欠席する場合は、**利用している児童クラブへ必ず連絡をしてください。**

- ・開設時間外（平日の午前中等）に連絡をする場合

児童クラブには留守番電話が設置されています。利用している児童クラブの留守番電話にメッセージをお願いします。

保護者の仕事が休みであるなど、児童の帰宅後に家庭において児童の保育ができる状態であるときは、児童クラブの利用はお控えください。

※児童クラブへの連絡忘れ（特に学校を欠席した日など）が多くなっています。連絡忘れないようお願いします。

【児童クラブ負担金について】

児童クラブ利用にかかる料金は次のとおりです。

- ・通常入会の負担金

区分	負担金額（月額）		
	午後 6 時まで 利用の場合	午後 6 時半まで 利用の場合	午後 7 時まで 利用の場合
1 年生のみ利用する場合	3,000 円	3,500 円	4,000 円
きょうだい 2 人以上が同時に 利用する場合の 2 人 目以降	1,000 円	1,500 円	2,000 円
ひとり親世帯	0 円	500 円	1,000 円
町民税非課税世帯	0 円	500 円	1,000 円
その他世帯	4,000 円	4,500 円	5,000 円

※町民税非課税世帯及びひとり親世帯のきょうだいが同時に利用する場合は 2 人目以降も 1 人目と同じ負担金額となります。

- ・利用時間延長（緊急延長）による負担金

1 回 30 分ごとに 50 円

- ・緊急一時入会による負担金（詳細は 7 ページに記載）

1 人 1 回 300 円（月 8 回までの利用上限あり）

- ・負担金の減免、減額制度

下記に該当する場合は負担金の減免または減額ができますので、児童クラブに備え付けの申請書を児童クラブまたは子ども教育課にご提出ください。

- ①保護者の住居が災害等により全壊、または全焼した場合
- ②保護者の住居が災害等により半壊、半焼又は床上浸水した場合
- ③保護者の属する世帯が生活保護法による被保護世帯の場合
- ④保護者の属する世帯が当該年度分（4月から6月分までの減免の場合においては、前年度分）の町民税非課税世帯の場合
- ⑤ひとり親世帯の場合

・納入方法

利用月の月末（利用時間延長分は利用月の翌月末）に口座振替で納入いただきます。最寄りの取引先金融機関での手続きが必要となります。

・その他

月の途中に休会又は退会した場合でも、負担金は1か月分となります。

【持参していただくもの】

- ・着替え一式（季節に応じたものをご用意ください）
- ・着替え持ち帰り用の袋
- ・手拭き用ハンカチ
- ・水筒
- ・お弁当（土曜日、小学校長期休業期間での利用の場合）
- ・その他、薬などのクラブ生活のために必要となるもの

※持ち物には必ず記名をお願いします。

【児童クラブでの注意事項】

- ・小学校と児童クラブは運営が異なるため、児童クラブに入会した場合は、小学校の担任の先生へ入会している旨を必ずお伝えください。
- ・土曜日及び学校の長期休業日等で午前から児童クラブを利用する場合及び学校給食がない日は、昼食の持参をお願いします。
- ・児童クラブでは、おやつなどの軽食の提供はいたしません。
- ・児童のお迎えは原則として保護者によるお迎えとしています。兄姉と一緒に下校させる場合や家族（祖父母等）によるお迎えとなる場合は、必ず事前に利用している児童クラブへ連絡をお願いします。
- ・児童クラブから習い事への送り出しが必要な場合は、児童クラブに備え付けている「習い事申出書」をご提出ください。（習い事先へのお迎えはしません）
- ・利用予定日が変更になる場合やお迎えの時間が遅れる場合は、必ず利用している児童クラブへご連絡ください。

- ・感染症等に罹った児童は完治するまで利用できません。
- ・学校閉鎖、学級閉鎖の際の開設については、状況に応じてご案内します。
- ・児童が急な病気や怪我・事故に遭った場合は、緊急連絡先の順に連絡します。また、緊急を要する場合は救急車を手配しますので、連絡先は確実に連絡が取れる番号を記載してください。
- ・地震・台風等の自然災害により児童クラブでの保育が危険と判断した場合は、保護者へ連絡をしますので早急なお迎えをお願いします。**ただし、震度5弱以上の地震の場合は、連絡がなくともお迎えをお願いします。(津波警報発令の場合は解除後)**
- ・ゲーム機、おもちゃ、お菓子などの持ち込みはできません。
- ・持病、障がい等支援が必要な場合やアレルギーなどがある場合は入会申請時に必ずお知らせください。
- ・保育が必要なことの証明（就労証明書等）は、申込み月から3か月以内に証明されたものをご提出ください。
- ・不慮の事故に備えて児童安全共済に加入しておりますが、見舞金程度の簡易な内容となります。

【入会後の届出について】

次の場合は、必ず児童クラブへ申し出ください。

- ・申請内容に変更があった場合（氏名、住所、利用時間等）
- ・保護者の勤務先等に変更があった場合

※申請書類は児童クラブ及び子ども教育課でもご用意しております。

【休会・退会について】

児童クラブを休会、退会する場合は次の届出が必要です。

	提出書類	提出期限
休会する場合	休会届	休会する月の前月末
退会する場合	退会届	退会する月の前月末

※負担金は休会、退会を届け出た前月分まで発生します。なお、負担金の日割り計算はいたしませんのでご注意ください。（例：8月から休会する場合は7月末までに届出が必要。負担金は7月分まで発生します。）

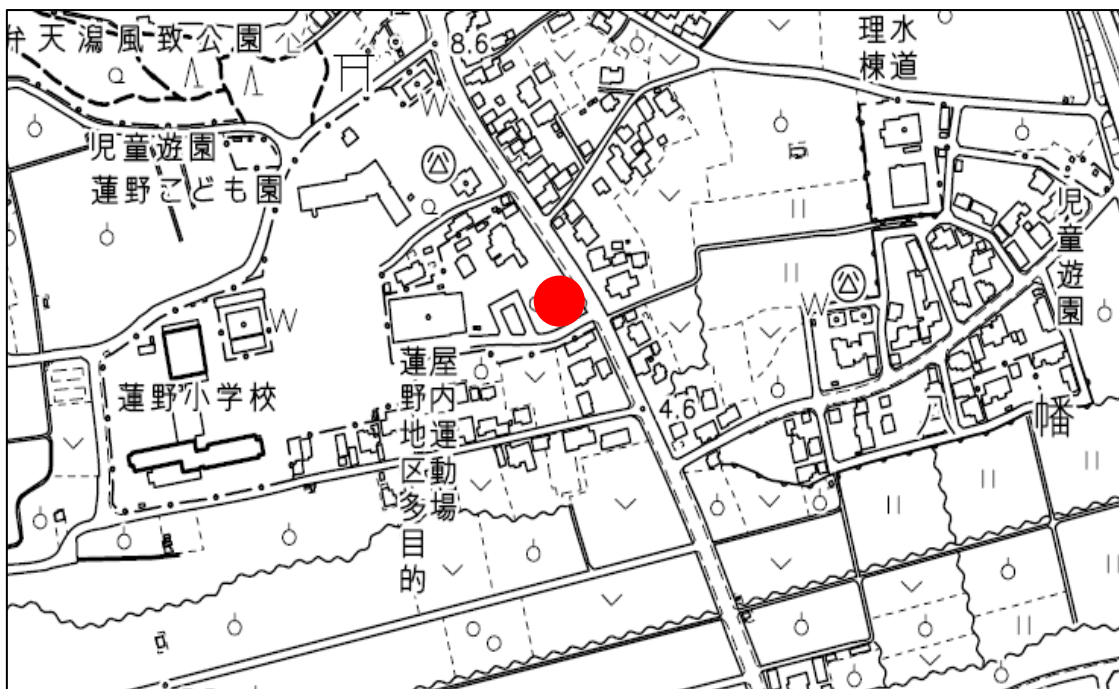
【緊急一時入会制度について】

緊急一時入会制度は、家庭の事情（急な仕事、冠婚葬祭など）により家庭での保育ができない場合、月8回まで児童クラブを利用できる制度です。

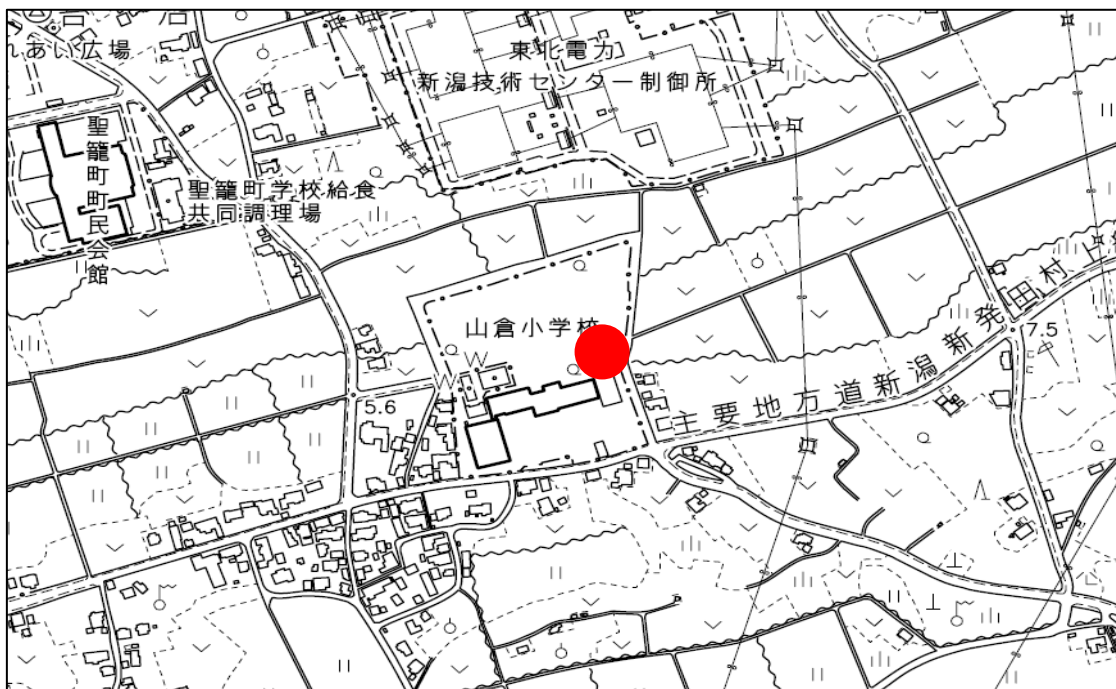
	内容
利用限度	月8回まで
申込方法	当日利用するまでに、児童クラブへ直接お申込みください。
負担金	1回につき300円（兄弟姉妹が同時に利用する場合は、2人目以降半額） ※午後6時以降の利用となる場合、1回30分ごとに50円を加算します。 また、1回の利用ごとに負担金を納入いただきます。
納入方法	児童お迎えの際に児童クラブにて現金でお支払いいただきます。
負担金の減免制度	4ページ「児童クラブ負担金について」記載のとおり。

【児童クラブ位置図】

・蓮野児童クラブ



・山倉児童クラブ



・亀代児童クラブ

